

## 審議案件に関する概要

平成30年8月20日 第1部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	平成30年2月6日
担当部署	石狩振興局産業振興部商工労働観光課

## 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規	北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

## 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	DCMホームック花川店 石狩市花川南1条6丁目185ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号	
(3)変更年月日	平成30年10月7日	
(4)店舗面積の合計	2,973 m <sup>2</sup>	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	75 台
	駐輪場の収容台数	15 台
	荷さばき施設の面積	計 80 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設の容量	計 24 m <sup>3</sup>
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時30分から午後9時45分まで
	駐車場の利用時間帯	午前7時から午後10時まで
	駐車場の出入口数	4箇所(出入口4箇所) 添付資料図-3(2)のとおり
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

## 3. 審査事項

(1)駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 134 台 > 75 台
	従業員駐車場等の整備	13台
	駐輪場の整備(自動二輪車を含む)	15 台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式・オペレーターなし
	搬入車両等の誘導	商品搬出入車両の計画的運用及び商品配送センターの活用により、商品搬入車両は最大で1台/時であり、荷さばき待ちの車両は発生しない。

	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。</li> <li>・早朝に売り出しを行う際には、交通整理員により通学児童や通勤歩行者の交通安全を図る。</li> <li>・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。</li> </ul>			
	交通整理員の配置	繁忙時には交通整理員を駐車用出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。			
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。</li> <li>・従業員駐車場及び冬期堆雪場所などに一時堆雪しますが、適時排雪を行って届出駐車台数の確保に努める。</li> </ul>			
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	55dB	46dB	○
		2	55dB	45dB	○
		3	55dB	43dB	○
		4	55dB	40dB	○
		5	55dB	43dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果
	騒音問題の一般的対策	店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。			
	荷さばき作業等の対策	・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。			
	付帯設備・施設等の対策	夜間に駐車場や店舗営業に伴う騒音が発生しないよう管理する。			
	青少年等の蝟集等の対策	営業終了後は駐車場をチェーンで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。			
	その他の対応方策	・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や、歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。			
(3)廃棄物等	指針容量の整備	指針容量 計 13m <sup>3</sup>	<	設置容量 24.3m <sup>3</sup>	

への配慮	保管場所の位置、構造等	廃棄物等保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	店舗に蛍光灯・乾電池等の回収箱を設置し、リサイクル活動を行う。
	調理臭、悪臭の飛散防止	調理臭や生ごみは基本的に発生しない。
	その他の対応方策	店長との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4)街並みづくり等への配慮		当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図るよう努める。
(5)防災対策への配慮		・地方公共団体等から災害時等の避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用あるいは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供の要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮		夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底により、防犯を図る。
(7)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会(警察)	北海道札幌方面北警察署交通課 協議済
	地元市町村	石狩市企画経済部商工労働観光課 協議済
	道路管理者	道路構造等に関する変更なし
	その他関係機関	なし

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道(石狩振興局連絡調整会議)の意見案

意見を述べる必要がないものとする
------------------

審議案件に関する概要

平成30年8月20日第一部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成29年12月25日
担当部署	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
テルウェル東日本株式会社 代表執行役 三和 千之 服部 敏一	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番9号  北海道小樽市新光3丁目11番4号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	小樽新光複合商業施設 北海道小樽市新光1丁目9番2の内ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	テルウェル東日本株式会社 代表取締役 三和 千之 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番9号 服部 敏一 北海道小樽市新光3丁目11番4号	
(3)新設日	平成30年8月26日	
(4)店舗面積の合計	1,470㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	46台
	駐輪場の収容台数	9台
	荷さばき施設の面積	51㎡
	廃棄物保管施設の容量	22㎡
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	開店時刻 午前6時30分 閉店時刻 翌午前0時00分
	駐車場の利用時間帯	午前6時00分～翌午前0時30分
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

### 3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 43台 < 設置台数 46台
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に敷地内に確保。
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に9台の駐輪場を整備。</li> <li>・同規模他店舗の運営実績を参考にしており、駐輪場が不足することはないと考える。</li> <li>・自動車二輪車での来客は少なく、来客駐車場で対応することが可能と考える。</li> </ul>
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式。
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮します。</li> <li>・万一、荷さばき待ちの車両が発生した場合は、駐車場で待機することが可能。</li> </ul>
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。</li> <li>・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。</li> <li>・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。</li> </ul>
	冬期間の駐車場内の除排雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。</li> <li>・従業員等駐車場及び冬季堆雪場所に一時堆雪するが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。</li> </ul>
	その他配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープン時にはチラシにより、案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図る。</li> </ul>

(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	60dB	45dB	○	
		2	60dB	50dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	50dB	32dB	○	
		2	50dB	37dB	○	
	夜間の音源ごとの騒音レベル最大値の予測結果					
		予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	敷地境界における夜間の騒音レベル最大値	a1	空調機①	50dB	59dB	×
		a2	空調機②	50dB	45dB	○
		a3	冷凍庫①	50dB	52dB	×
		A1	a1, a3合成音	50dB	- dB	×
a4		排気①	50db	57db	×	
a5		排気②	50dB	27dB	○	
c1		来客自動車走行音	50dB	57dB	×	
c2		来客自動車走行音	50dB	56dB	×	
c3		来客自動車走行音	50dB	42dB	○	
d1		ドア開閉音	50dB	67dB	×	
d2	ドア開閉音	50dB	54dB	×		
d3	ドア開閉音	50dB	42dB	○		
住居壁際等における夜間の騒音レベル最大値	a1'	空調機①	50dB	36dB	○	
	a3'	冷凍機①	50dB	33dB	○	
	A1'	a1, a3合成音	50dB	38dB	○	
	a4'	排気①	40dB	30dB	○	
	c1'	来客自動車走行音	50dB	45dB	○	
	c2'	来客自動車走行音	50dB	49dB	○	
	d1'	ドア開閉音	50dB	47dB	○	
d2'	ドア開閉音	50db	49db	○		

(2)騒音発生への配慮	騒音問題の一般的対策	店舗社員や取引先に対して自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。
	荷さばき作業等の対策	・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。
	付帯設備・施設等の対策	・室外機は最新の低騒音型を設置する。
	青少年等の蝟集等の対策	・営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。
	その他の対応方策	・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後10時以降及び午前6時以前には行わない。 ・万一、騒音問題が発生した際には、迅速に適切な対応を図る。 ・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう、啓蒙する。
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 7m <sup>3</sup> < 設置容量 22m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	・廃棄物等保管施設は堅牢な金属製施設として、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・生ごみ等は廃棄物等保管施設に密閉して保管し、悪臭の発生を防止する。
	その他の対応方策	・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4)街並みづくり等への配慮		・当地域において、街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう、調和を図るよう努める。 ・屋外広告物の設置に際しては、法令等を遵守する。

(5)防災対策への配慮		・地方公共団体等から災害時における避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮		・夜間は機械整備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7)関係行政機関との協議状況	公安委員会（警察）	協議済み（北海道札幌方面小樽警察署交通第一課、北海道警察本部交通部交通規制課）
	地元市町村	協議済み（小樽市産業港湾部商業労政課、小樽市生活環境部環境課、小樽市生活環境部生活安全課、小樽市生活環境部ごみ減量推進課、小樽市教育委員会教育部教育総務課）
(7)関係行政機関との連携協議	道路管理者	協議済み（小樽市建設部用地管理課、北海道後志総合振興局小樽建設管理事業室事業課）
	その他関係機関	なし

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

#### 5. 道（後志総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見を述べる必要がないものとする。



## 審議案件に関する概要

平成30年8月20日第一部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成30年2月9日
担当部署	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課

### 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社 トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司	福岡市東区多の津一丁目12番2号

### 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	(仮称) TRIAL小樽新光店 北海道小樽市新光五丁目1番1外6筆	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社 トライアルカンパニー 代表取締役 檜木野 仁司 福岡市東区多の津一丁目12番2号	
(3)新設日	平成30年10月10日	
(4)店舗面積の合計	3,762㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	158台
	駐輪場の収容台数	40台
	荷さばき施設の面積	159.5㎡
	廃棄物保管施設の容量	53.55㎡
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	24時間営業
	駐車場の利用時間帯	24時間
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	24時間

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 158 台 = 設置台数 158 台			
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に 78 台を確保。			
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に 40 台の駐輪場を整備。</li> <li>想定される駐車需要に対し、必要な駐車台数を確保している。</li> </ul>			
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式。			
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な運行計画とし、特定時間帯に集中しないよう配慮する。</li> </ul>			
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>見通しのよい駐車場配置、停止線等の路面表示を看板設置により、場内における歩行者の安全を確保する。</li> </ul>			
	冬期間の駐車場内の除排雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>積雪が生じた場合には除雪に努め、駐車場の一部堆雪スペースとして活用する。</li> <li>出入口については、車両からの見通しが確保できるよう配慮する。</li> <li>深夜早朝の除排雪作業は近隣生活環境に配慮し実施しない。</li> </ul>			
(1) 駐車場整備等の配慮	その他配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープン時等、繁忙が予想されている場合には交通整理員等の配置を適宜検討する。</li> </ul>			
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		A	60dB	41.4dB	○
		B	55dB	42.2dB	○
		C	55dB	43.1db	○
		D	55dB	44.9db	○
		E	60dB	50.8db	○
		F	60dB	52.0db	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		A	50dB	36.1dB	○
		B	45db	36.9db	○
		C	45db	40.6db	○
		D	45db	42.2db	○
		E	50dB	46.0dB	○
		F	50dB	47.6dB	○

(2) 騒音発生への配慮	夜間の音源ごとの騒音レベル最大値の予測結果					
	予測地点	用途地域名	規制基準値	予測結果	評価	
(2) 騒音発生への配慮	店舗敷地境界における夜間の騒音レベルの最大値	p1	準工業地域	50dB	81.7dB	×
		p2	準工業地域	50dB	66.8dB	×
		p3	準工業地域	50dB	81.6dB	×
		p4	準工業地域	50dB	64.2dB	×
		p5	準工業地域	50db	65.5db	×
		p6	準工業地域	50dB	57.3dB	×
	隣地敷地境界における夜間の騒音レベル最大値	p1'	第一種住居地域	50dB	62.8dB	×
		p2'	第一種住居地域	40dB	52.5dB	×
		p3'	第一種住居地域	40dB	63.9dB	×
		p4'	準工業地域	40dB	59.2dB	×
		p5'	準工業地域	50dB	63.1dB	×
	直近住居壁際における夜間の騒音レベル最大値	p1''	準工業地域	50dB	51.2dB	×
		p2''	第一種住居地域	40dB	52.5dB	×
		p3''	第一種住居地域	40dB	59.1dB	×
		p4''	第一種住居地域	40dB	56.3dB	×
		p5''	準工業地域	50dB	50.6dB	×
	夜間8時間の各予測地点の規制基準値の時間超過率	予測地点	来客車両走行音	大型車両走行音	時間率	評価
		p1''		20.8秒	0.07%	○
		p2''	370.8秒	250.4秒	2.16%	○
		p3''		250.4秒	0.87%	○
p4''			41.0秒	0.14%	○	
p5''			22.1秒	0.08%	○	
(2) 騒音発生への配慮	騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行を行うよう指導する。</li> </ul>			
	荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリングストップを周知・指導する。</li> <li>夜間の荷さばき作業については、荷捌きドライバーに対し場内徐行、静穏な作業に努めるよう、指導徹底し、周辺生活環境に配慮する。</li> </ul>			

(2)騒音発生への配慮	荷さばき作業等の対策	・ 開店後騒音に関する苦情等が発生した場合には、関係機関と協議の上、遮音壁の設置等周辺状況に応じた対策を講じる。
	付帯設備・施設等の対策	・ 付帯設備については、低騒音型を選定し、必要最小限の稼働とする。また、必要に応じてメンテナンスを実施する。
	青少年等の蝟集等の対策	・ 従業員により適宜巡回を実施する。
	その他の対応方策	・ 駐車場内は段差の少ない構造とする。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 17.50m <sup>3</sup> < 設置容量 53.55m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	・ 廃棄物保管施設は屋内設置とし、廃棄物の飛散防止に配慮する。
	運搬・処理対策	・ 廃棄物の分別や回収作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	・ 計画的な商品仕入れや商品管理を行い、廃棄物の発生量の抑制に努める。 ・ 商品搬入業者に納入容器の減量化を促す。 ・ 家電リサイクル法に基づき、使用済みの家電製品は、引取り・収集・運搬を適切に行う。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・ 加工場や保管施設の定期的な清掃等により、臭気の発生を抑制します。
その他の対応方策	・ 梱包資材の削減に努め、廃棄物の減量化を図る。	
(4)街並みづくり等への配慮	・ 建物に設置する看板及び広告塔は、屋外広告物条例等を遵守したものとする。 ・ 敷地内及びその周辺の清掃・美化に努める。	
(5)防災対策への配慮	・ 具体的な協力要請があれば、可能な限り協力する。	
(6)防犯対策への配慮	・ 未成年のみでの深夜時間帯の来店に対しては、店内放送及び掲示等で注意を促す。	

(7)関係行政 機関との 協議状況	公安委員会（警察）	協議済み（北海道小樽警察書）
	地元市町村	協議済み（小樽市産業港湾部商業労政課、環境課、ごみ減量推進課、都市計画課）
	道路管理者	協議済み（小樽市建設部建設事業課、小樽建設管理部）
	その他関係機関	なし

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

#### 5. 道（後志総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見を述べる必要がないものとする。

III.関係行政機関との協議状況

関係行政機関名	協議の時期、協議内容、対応方針等
<p>公安委員会 (警察)</p>	<p>協議先: 北海道警察小樽警察署 協議日時: 平成 29 年 11 月 10 日、平成 29 年 11 月 28 日 協議内容: 出入口の配置及び誘導経路について了解した。荷さばき施設①は 10t車 が敷地内で転回可能なものとする。</p>
<p>地元市町村</p>	<p>協議先: 小樽市産業港湾部商業労政課 協議日時: 平成 30 年 1 月 20 日、平成 30 年 2 月 8 日 協議内容: 計画内容について確認、夜間の荷さばき作業により騒音予測値が基準を 超過している。届出後関係課より指導助言が出る可能性が高いので、対応 を検討のこと。</p> <p>協議先: 小樽市生活環境部環境課 協議内容: (商業労政課より照会) 騒音レベルの夜間最大値の基準値超過について、定常的な騒音ではな いため即時対策を求めるものではないが、近隣より苦情等が発生した場合 には適切な対策を講じること。</p> <p>協議内容: (24 時間営業を計画しているが、計画地周辺に特に保護すべき緑地や鳥獣 の生息地はあるか) 特別に指定されている地域ではない。</p>
<p>道路管理者</p>	<p>協議先: 小樽市建設部建設事業課 協議日時: 平成 29 年 10 月 31 日 協議内容: 搬入車専用出入口について了承</p> <p>協議先: 小樽建設管理部 協議日時: 平成 29 年 11 月 8 日 協議内容: 新設する出入口の数及び位置については小樽警察署との協議成立を条 件として了承する。工事着工前には道路法に基づく道路工事施工承認申請 書を提出すること。</p>

## 2 廃棄物等

### (1) 指針による廃棄物保管施設容量の算定結果及び設置容量

指針による容量	17.50 m <sup>3</sup> (算定根拠別紙7)
設置容量	53.55 m <sup>3</sup>

### (2) 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等に関して対策を講じた事項

廃棄物保管施設は屋内設置とし、廃棄物の飛散防止に配慮します。

### (3) 廃棄物等の運搬・処理に関して対策を講じた事項

廃棄物の分別や回収作業の迅速化を図ります。

### (4) 廃棄物の減量化及びリサイクル等に関して配慮した事項

- ・計画的な商品仕入れや商品管理を行い、廃棄物の発生量の抑制に努めます。
- ・商品搬入業者に納入容器の減量化を促します。
- ・家電リサイクル法に基づき、使用済みの家電製品は、引取り・収集・運搬を適切に行います。

### (5) 調理臭や悪臭の発散防止に関して配慮した事項

加工場や保管施設の定期的な清掃等により臭気の発生を抑制します。

### (6) その他設置者として廃棄物等に関連する対応方策を講じた事項

梱包資材の削減に努め、廃棄物の減量化を図ります。

## 3 街並みづくり等への配慮等として講じた事項

- ・建物に設置する看板及び広告塔は、屋外広告物条例等を遵守したものとします。
- ・敷地内及びその周辺の清掃・美化に努めます。

## 4 防災対策への協力などに対して配慮した事項

具体的な協力要請等があれば、可能な限り協力いたします。

## 5 防犯対策への協力などに対して配慮した事項

未成年のみでの深夜時間帯の来店に対しましては、店内放送及び掲示等で注意を促します。